

保護者の皆様

岩倉市立岩倉中学校
校長 櫻井 智

長期欠席等に伴う学校給食欠食の取扱いについて

陽春の候、保護者の皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろは、本校の教育活動並びに学校給食活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、お子様の長期の欠席等による学校給食の欠食については、下記のように取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 欠食について

- (1) **病気やけが等による連続4日を超える長期の欠席（土・日・祝日は含まない）、又は出席停止が見込まれる場合（コロナウイルス感染やインフルエンザ等の場合）、保護者からの欠食の申出があれば、欠食扱いとすることができます。**

ただし、給食で食物アレルギー対応を行っている児童生徒が、食物アレルギーを理由とした欠食をする場合は、連続4日未満でも欠食対応を可能とします。

- (2) 欠食は17:00までに申し出いただければ、その日から起算して4日目より対応可能です。（17:00を超える申出は翌日の申出として対応します。参照図を参考にしてください。）
- (3) 学級閉鎖や学校閉鎖、臨時休業の場合は、その期間を欠食とします。また、その際の欠食の申出は不要です。
- (4) ラーケーションの日の欠食については、別紙ラーケーションの日の申請方法(令和6年度版)をご確認ください（学校ホームページ配付文書欄に掲載）

2 復食について

- (1) 登校可能となり復食日が決まりましたら、速やかに学校までご連絡ください。
- (2) あらかじめ復食の日が決まっている場合には、欠食の申出の際に併せて復食の日にちをお伝えください。

3 返金について

- (1) 欠食となった場合は、「単価（中学校：300円）×欠食回数」分の金額を、次月以降に返金又は集金額を調整いたします。
- (2) 返金方法は、毎月の集金で使用しているゆうちょ口座にお振込いたします。その際の手数料（現在66円）は保護者様のご負担となります。ご了承ください。

—参照図—

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
事例1	申出			欠食可						
事例2		申出			欠食可					
事例3			申出					欠食可		
事例4				申出					欠食可	
事例5					申出					欠食可
事例6		申出	祝日					欠食可		
事例7				申出				祝日		欠食可